

正職員給与規程

社会福祉法人ゆめさき会

目次

第 1 章 総則	3
第 1 条 (目的)	
第 2 条 (適用範囲)	
第 3 条 (給与の支給範囲)	
第 2 章 給与	3
第 4 条 (給与の支払い方法)	
第 5 条 (給与からの控除)	
第 6 条 (給与の計算期間及び支払日)	
第 7 条 (給与の計算方法)	
第 8 条 (欠勤等の扱い)	
第 9 条 (休暇・休業等の給与)	
第 3 章 月例給与	5
第 10 条 (給与の構成)	
第 11 条 (俸給)	
第 12 条 (管理職手当)	
第 13 条 (役職手当)	
第 14 条 (資格手当)	
第 15 条 (扶養手当)	
第 16 条 (住居手当)	
第 17 条 (通勤手当)	
第 18 条 (手当発生、変更、休止届)	
第 19 条 (不正の届出)	
第 20 条 (割増手当)	
第 21 条 (夜勤手当)	
第 22 条 (夜間待機手当)	
第 23 条 (宿日直手当)	
第 24 条 (処遇改善手当等)	
第 25 条 (調整手当)	
第 4 章 賞与	10
第 26 条 (賞与)	

第27条 (昇給)

第5章 退職金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第28条 (退職金)

第29条 (共済契約及び加入)

第30条 (共済加入の時期)

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、**正職員就業規則第40条（給与・退職金）**の規定により、正職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は**正職員就業規則第2条（定義と適用範囲）**に定める正職員に適用する。

(給与の支給範囲)

第 3 条 給与とは、正職員の労働の代償として支払われるすべてのものをいう。したがって、正職員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか給与を支払わない。

第2章 給 与

(給与の支払い方法)

第 4 条 給与は、通貨で、正職員に対して直接その全額を支払う。ただし、正職員の同意を得た場合には正職員の指定する金融機関への振り込みにより支払うことができる。

(給与からの控除)

第 5 条 次に掲げるものは、給与から控除する。

- (1) 源泉所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険料（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 正職員代表との書面による協定により給与から控除することとしたもの。

(給与の計算期間及び支払日)

第 6 条 給与は、当月1日から当月末日までの分について、俸給と固定的手当については当月26日、その他の手当については翌月26日に支払う。ただし、支払日が金融機関の休業日にあたるときはその前日に支払う。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、正職員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、給与支払

日以前であっても既往の労働に対する給与を支払う。

- (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき。
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼又は葬儀などの臨時の費用に充てるとき。
- (3) その他特別の事情がある場合であって、理事長が必要と認めたとき。

(給与の計算方法)

第 7 条 給与計算期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合は、その月の賃金を下記の算式により日割計算して支払う。ただし、死亡による退職の場合はこの限りではない。

$$\text{月例給（俸給+固定的手当）} - \left(\frac{\text{（俸給+資格手当+役職手当）}}{\text{月平均所定労働日数：20日}} \times \text{不就業日数} \right)$$

※固定的手当については[第10条（給与の構成）](#)参照。

(欠勤等の扱い)

第 8 条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、原則として1日又は1時間当たりの給与額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。ただし、給与計算期間の全部を休業した場合は、賃金月額の手当を支給しないものとする。

- (1) 遅刻・早退・私用外出等の控除

$$\frac{\text{（俸給+固定的手当）}}{\text{月平均所定総労働時間数}} \times \text{不就業時間数}$$

- (2) 欠勤控除

$$\frac{\text{（俸給+固定的手当）}}{\text{月平均所定総労働日数}} \times \text{不就業日数}$$

(休暇・休業等の給与)

第 9 条 年次有給休暇、子の看護休暇、介護休暇、[正職員就業規則第39条（特別休暇）](#)に定める特別休暇は、所定労働時間勤務した場合に支払われる通常の賃金を支給する。

2 次の休暇及び休業期間等は無給とする。

- (1) 産前産後休業
- (2) 母性健康管理のための休暇等の時間
- (3) 生理休暇の日または時間
- (4) 育児・介護休業

(5) 育児時間 (6) 病気休暇

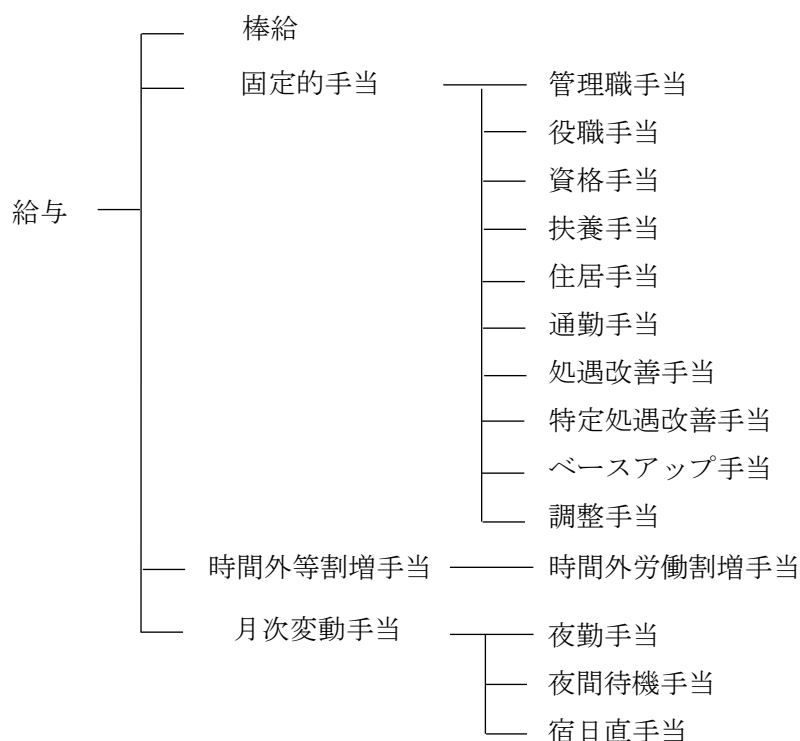
(7) 正職員就業規則第12条(休職)に定める休職期間

(8) 制裁による出勤停止

第3章 月例給与

(給与の構成)

第10条 給与の構成は次のとおりとする



(俸給)

第11条 俸給は、給与表(別表1)のとおりとし、その適用の範囲は、それぞれ当該給与表に定めるところによる。ただし、各自の技術、技能、経験及び年齢等を総合考慮のうえ必要と認めるときは、それによらないで給与を支給することがある。

2 新たに正職員になった者の初任給は、初任給基準表(別表2)ならびに経験年数換表(別表3)に準拠し、その者の経験、能力、職務の必要性を勘案して決定する。ただし、別表1ならび別表2による決定が難しい場合は、年齢、経験を考慮し、理事長がこれを決定する。

3 職務の等級はキャリアパス基準に準拠し、職務の等級表(別表4)による。

4 経済情勢の変動または福祉サービス等報酬の改定等がある場合には、理事会の承認を

得て給与表およびキャリアパス基準の改定を行なうことがある。

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理監督の職にある正職員に対し次のとおり支給する。

職名	月額
施設長	55,000円
副施設長	40,000円

(役職手当)

第13条 役職手当は以下役職のある正職員に次のとおりし支給する。

職名	月額
サービス管理責任者	25,000円
主任生活支援員	10,000円
生活支援副主任	5,000円

(資格手当)

第14条 資格手当は、以下の資格を有する正職員に支給する。

資格	月額
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、看護師、管理栄養士	5,000円
准看護師、栄養士	3,000円

2 前項の一の資格を対象として資格手当を支給し、重複支給行う。

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、以下の扶養家族（健康保険上）のある正職員に支給する。

区分	月額
配偶者	16,000円
配偶者以外の満22歳未満の子及び孫	5,000円
配偶者のいない場合の満22歳未満の扶養親族1人に限り	10,000円
満60歳以上の父母及び祖父母	3,000円
満22歳未満の弟妹	
心身に著しい障害のある家族（重度心身障害者）	
その他の扶養親族1人につき	

2 支給開始及び終了

(1) 支給開始

新たに正職員となった者に扶養家族がある場合は、正職員となった日、扶養家族がない正職員に新たに扶養家族としての条件を具備する場合にはその事実が生じた日の翌月（この日が月の初日の場合はその月）から開始する。ただし、事実の生じた日から15日を経過した後に届け出された場合は、その届け出を受理した日の翌月。

(2) 支給終了

扶養手当を受けている正職員が離職し、または死亡した場合はその日、扶養家族としての条件を欠く事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日である場合には、その日の前月）に終わる。

(住居手当)

第16条 住居手当は、次に掲げる正職員に支給する。

- (1) 自ら住宅を借り受け、月額10,000円以上の家賃を支払っている。
- (2) 正職員が所有する住宅に居住し、かつ、世帯主である正職員。

2 住宅手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる正職員は家賃の月額から10,000円を控除した額で、25,000円の範囲内とする。
- (2) 前項第2号に掲げる正職員は月額2,000円とする。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、通勤する正職員に対して支給する。

2 通勤手当の支給額は、次のとおりとする。

- (1) 交通費（定期券） 実費（月額30,000円限度）
- (2) 自転車 月額 1,000円
- (3) 自動車（バイク含む）は次の表に掲げるとおりとする。

片道距離	月額	片道距離	月額
3km未満	3,000円	15km以上17km未満	10,000円
3km以上5km未満	4,000円	17km以上20km未満	11,000円
5km以上7km未満	5,000円	20km以上22km未満	12,000円
7km以上9km未満	6,000円	22km以上25km未満	13,000円
9km以上11km未満	7,000円	25km以上28km未満	14,000円
11km以上13km未満	8,000円	28km以上30km未満	15,000円
13km以上15km未満	9,000円	30km以上	16,000円

(手当発生、変更、休止届出)

第18条 固定的手当（管理職手当、役職手当、資格手当、扶養手当、住居手当、通勤手当）の発生、変更、休止に関する事態は、規定の書式に必要書面を添付して、遅滞なく法人へ届け出ることとする。

2 固定的手当（管理職手当、役職手当、資格手当、扶養手当、住居手当、通勤手当）は、その事実が生じた日又は変更の生じた日（届出が事実の生じた日から15日を経過したときは、その届出を受けた日）の属する月の翌給与計算対象期間から開始または変更し、支給の要件に該当しなくなった日の属する給与計算対象期間をもって支給を終了するものとする。ただし、給与計算対象期間の途中に入職、退職、休職又は復職した場合における当該事由の発生した月の各手当の額は、[第7条（給与の計算方法）](#)の定めるところによる。

3 第1項以外の手当てについては、法人が規定する方式による給与計算対象期間の翌日までに届け出ることとする。期日までに届け出がされない場合、届出内容に齟齬があった場合には、手当が支給されないことがある。

(不正の届出)

第19条 前条の届出を怠ったとき、又は不正の届出により通勤手当、扶養手当およびその他の給与を不正に受給したときは、その返還を求め、[正職員就業規則第58条（懲戒の事由）](#)に基づき制裁処分を行うことがある。

(割増手当)

第20条 割増手当は、次の算式により計算して支給する。ただし、[第12条（管理職手当）](#)の手当支給者には、次の割増手当は適用しない。

2 時間外労働割増賃金

(1) 月間60時間以内

$$\frac{(\text{俸給} + \text{資格手当} + \text{役職手当})}{\text{月平均所定総労働時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間}$$

(3) 月間60時間超

$$\frac{(\text{俸給} + \text{資格手当} + \text{役職手当})}{\text{月平均所定総労働時間数}} \times 1.5 \times \text{時間外労働時間}$$

3 深夜労働割増賃金

$$\frac{\text{(俸給+資格手当+役職手当)}}{\text{月平均所定総労働時間数}} \times 0.25 \times \text{限度時間内の時間外労働時間}$$

4 所定時間内の深夜割増賃金に相当するものとして午後10時から午前5時までの深夜に勤務した正職員に夜勤手当を支給する。

(夜勤手当)

第21条 夜勤手当の支給額は、夜間勤務を命ぜられ夜間勤務をした正職員に対し支給して一夜につき5,000円支給する。

2 夜勤手当は、当該夜間勤務をした時間分に対する深夜割増賃金相当額の金額を含む。

(夜間待機手当)

第22条 夜間待機手当は、夜間待機勤務を命ぜられ夜間待機勤務をした正職員に対して一夜につき2,000円支給する。

(宿日直手当)

第23条 宿日直手当の支給額は、宿日直を命ぜられ宿日直した正職員に対して、一回につき4,000円支給する。

(処遇改善手当等)

第24条 福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉介護職員ベースアップ等支援加算にかかる手当については次のとおり支給する。

(1) 福祉・介護職員処遇改善手当

対象正職員	月額
・生活支援員 ・世話人	50,000円

(2) 福祉・介護職員等特定処遇改善手当

対象正職員	月額
・経験技能のある障害福祉人材 勤続年数10年以上の福祉・介護正職員、サービス管理責任者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師又は保育士の何れかの資格を有するもの。	16,000円

<ul style="list-style-type: none"> 他の障害福祉人材 経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員及びサービス管理責任者 	8,000円
<ul style="list-style-type: none"> その他の正職員 障害福祉人材以外の正職員 	4,000円

(3) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援手当

対象正職員	月額
<ul style="list-style-type: none"> 全正職員対象 	9,000円相当を号棒により調整する。

2 前項に定める手当については、期中に加算金が増減した場合には、年度末に額を増減して支給する。また、制度が終了すると同時に廃止するものとする。

(調整手当)

第25条 職種変更等により、前条の処遇改善手当等の支給対象から外れた正職員に対し、職種変更前の給与相当を補償するため支給する。

2 その他、理事長が必要と判断した正職員に対して調整手当を支給する。

第4章 賞与

(賞与)

第26条 賞与は、正職員の定年までの長期勤続意欲の奨励及び福利厚生を確保することにより有能な正職員の獲得、定着を図るため、前期の算定対象期間を前年12月から5月、後期の算定対象期間を6月から11月として、以下の基準日に在職する正職員に対して以下の支給日に支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に死亡した正職員についても同様とする。ただし、法人の財務状況又は経済状況等により、支給時期を変更し又は支給しないことがある。

基準日	支給日
5月31日	6月30日
11月30日	12月10日

2 賞与は、第1項の算定対象期間における出勤率が90%未満の場合は支払わない。

- 3 前項の出勤率の計算において、算定対象期間中に、産前産後休業、育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇がある場合、当該期間は出勤扱いとする。
- 4 賞与の額は基本給、家族手当、管理職等手当の月額合計を基準額とし、これに支給率を乗じ、さらに対象期間中の支給割合を乗じて算出する。

支給月	支給額
6月	基準額（俸給、扶養手当、管理職・役職手当）×支給率（2.0）
12月	基準額（俸給給、扶養手当、管理職・役職手当）基準額×支給率（2.5）

- 5 支給割合は次の通りとする。

在職月数÷6ヵ月

（昇給）

- 第27条 正職員が現に受けている号俸を受けるに至った時から、12月を下らない期間を良好な成績で勤務した時は、人事評価に基づき上位の号俸に昇給させることができる。
- 2 昇給・昇格は、別に定める「人事評価規程」により勤務成績、技能、功績その他の事項を考慮し、予算の範囲内で行うこととする。ただし、定期昇給は世間一般の動向および消費者物価の動向を勘案して決定する。
- 3 前項の規程にかかわらず、特に昇給・昇格させることを適当と認めた者については、特別に昇給・昇格を行なうことができる。
- 4 昇給・昇格の時期は、原則として4月1日とする。
- 5 正職員の俸給月額が、その属する等級の上限を超えることとなった場合でも、その正職員が同一の等級にある間は昇給しない。ただし、良好な成績で勤務した者で、他の正職員との均衡上必要と認められる場合、理事長は、その正職員の属する等級における上限を超えて俸給月額を決めることができる。
- 6 正職員が満60歳の年齢に達したときは、次期昇給・昇格は停止となる。

第5章 退職金

（退職金）

- 第28条 退職金は、1年以上の正職員が退職し又は解雇されたときは、この章に定めるところにより退職金を支給する。ただし、正職員就業規則第57条（懲戒の種類）により懲戒解雇された正職員又は懲戒解雇に相当する行為を行った正職員は、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。
- 2 正職員が法人の正規の退職手続きを経ないで退職した場合は、退職金を減額することがある。
- 3 退職金については、社会福祉施設正職員退職手当共済法（昭和36年法律第155号）に

定める退職手当共済契約と兵庫県社会福祉協議会の定める兵庫県民間社会福祉事業職員退職共済規定により支給する。

(共済契約及び加入)

第29条 退職金の支給は、法人が正職員各人について次の法人との間で、退職金に関する共済契約を締結することによって行うものとする。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構による民間社会福祉施設正職員等退職手当共済（以下、退職手当共済）への加入による退職手当金の支給
- (2) 社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会による兵庫県民間社会福祉事業正職員退職共済（以下、県退職共済）への加入による退職給付の支給

(共済加入の時期)

第30条 法人は、新たに採用した正職員については、原則として採用となった月に退職手当共済並びに県退職共済に加入させる。

- 2 前項において、県退職共済については、新たに採用となった月の勤務日数が10日未満となる場合は、翌月から加入させるものとする。

附 則

- 1、この規則は、令和 5年 6月 1日から実施する。
- 2、本規程の実施により、以前の給与規則は廃止する。
- 3、この規程には次の規則等が付属する。
人事評価規程

社会福祉法人ゆめさき会 給与表

	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
号棒	ピッチ額500	ピッチ額700	ピッチ900	ピッチ額1,100	ピッチ額1,300	ピッチ額1,600	ピッチ額1,800
1	160,000	168,000	179,200	193,600	211,200	242,400	280,800
2	160,500	168,700	180,100	194,700	212,500	244,000	282,600
3	161,000	169,400	181,000	195,800	213,800	245,600	284,400
4	161,500	170,100	181,900	196,900	215,100	247,200	286,200
5	162,000	170,800	182,800	198,000	216,400	248,800	288,000
6	162,500	171,500	183,700	199,100	217,700	250,400	289,800
7	163,000	172,200	184,600	200,200	219,000	252,000	291,600
8	163,500	172,900	185,500	201,300	220,300	253,600	293,400
9	164,000	173,600	186,400	202,400	221,600	255,200	295,200
10	164,500	174,300	187,300	203,500	222,900	256,800	297,000
11	165,000	175,000	188,200	204,600	224,200	258,400	298,800
12	165,500	175,700	189,100	205,700	225,500	260,000	300,600
13	166,000	176,400	190,000	206,800	226,800	261,600	302,400
14	166,500	177,100	190,900	207,900	228,100	263,200	304,200
15	167,000	177,800	191,800	209,000	229,400	264,800	306,000
16	167,500	178,500	192,700	210,100	230,700	266,400	307,800
17	168,000	179,200	193,600	211,200	232,000	268,000	309,600
18	168,500	179,900	194,500	212,300	233,300	269,600	311,400
19	169,000	180,600	195,400	213,400	234,600	271,200	313,200
20	169,500	181,300	196,300	214,500	235,900	272,800	315,000
21	170,000	182,000	197,200	215,600	237,200	274,400	316,800
22	170,500	182,700	198,100	216,700	238,500	276,000	318,600
23	171,000	183,400	199,000	217,800	239,800	277,600	320,400
24	171,500	184,100	199,900	218,900	241,100	279,200	322,200
25	172,000	184,800	200,800	220,000	242,400	280,800	324,000
26	172,500	185,500	201,700	221,100	243,700	282,400	325,800
27	173,000	186,200	202,600	222,200	245,000	284,000	327,600
28	173,500	186,900	203,500	223,300	246,300	285,600	329,400
29	174,000	187,600	204,400	224,400	247,600	287,200	331,200
30	174,500	188,300	205,300	225,500	248,900	288,800	333,000
31	175,000	189,000	206,200	226,600	250,200	290,400	334,800
32	175,500	189,700	207,100	227,700	251,500	292,000	336,600
33	176,000	190,400	208,000	228,800	252,800	293,600	338,400
34	176,500	191,100	208,900	229,900	254,100	295,200	340,200
35	177,000	191,800	209,800	231,000	255,400	296,800	342,000
36	177,500	192,500	210,700	232,100	256,700	298,400	343,800
37	178,000	193,200	211,600	233,200	258,000	300,000	345,600
38	178,500	193,900	212,500	234,300	259,300	301,600	347,400
39	179,000	194,600	213,400	235,400	260,600	303,200	349,200
40	179,500	195,300	214,300	236,500	261,900	304,800	351,000
41	180,000	196,000	215,200	237,600	263,200	306,400	352,800
42	180,500	196,700	216,100	238,700	264,500	308,000	354,600
43	181,000	197,400	217,000	239,800	265,800	309,600	356,400
44	181,500	198,100	217,900	240,900	267,100	311,200	358,200
45	182,000	198,800	218,800	242,000	268,400	312,800	360,000
46	182,500	199,500	219,700	243,100	269,700	314,400	361,800
47	183,000	200,200	220,600	244,200	271,000	316,000	363,600
48	183,500	200,900	221,500	245,300	272,300	317,600	365,400
49	184,000	201,600	222,400	246,400	273,600	319,200	367,200
50	184,500	202,300	223,300	247,500	274,900	320,800	369,000
51	185,000	203,000	224,200	248,600	276,200	322,400	370,800
52	185,500	203,700	225,100	249,700	277,500	324,000	372,600
53	186,000	204,400	226,000	250,800	278,800	325,600	374,400
54	186,500	205,100	226,900	251,900	280,100	327,200	376,200
55	187,000	205,800	227,800	253,000	281,400	328,800	378,000

56	187,500	206,500	228,700	254,100	282,700	330,400	379,800
57	188,000	207,200	229,600	255,200	284,000	332,000	381,600
58	188,500	207,900	230,500	256,300	285,300	333,600	383,400
59	189,000	208,600	231,400	257,400	286,600	335,200	385,200
60	189,500	209,300	232,300	258,500	287,900	336,800	387,000
61	190,000	210,000	233,200	259,600	289,200	338,400	388,800
62	190,500	210,700	234,100	260,700	290,500	340,000	390,600
63	191,000	211,400	235,000	261,800	291,800	341,600	392,400
64	191,500	212,100	235,900	262,900	293,100	343,200	394,200
65	192,000	212,800	236,800	264,000	294,400	344,800	396,000
66	192,500	213,500	237,700	265,100	295,700	346,400	397,800
67	193,000	214,200	238,600	266,200	297,000	348,000	399,600
68	193,500	214,900	239,500	267,300	298,300	349,600	401,400
69	194,000	215,600	240,400	268,400	299,600	351,200	403,200
70	194,500	216,300	241,300	269,500	300,900	352,800	405,000
71	195,000	217,000	242,200	270,600	302,200	354,400	406,800
72	195,500	217,700	243,100	271,700	303,500	356,000	408,600
73	196,000	218,400	244,000	272,800	304,800	357,600	410,400
74	196,500	219,100	244,900	273,900	306,100	359,200	412,200
75	197,000	219,800	245,800	275,000	307,400	360,800	414,000
76	197,500	220,500	246,700	276,100	308,700	362,400	415,800
77	198,000	221,200	247,600	277,200	310,000	364,000	417,600
78	198,500	221,900	248,500	278,300	311,300	365,600	419,400
79	199,000	222,600	249,400	279,400	312,600	367,200	421,200
80	199,500	223,300	250,300	280,500	313,900	368,800	423,000
81	200,000	224,000	251,200	281,600	315,200	370,400	424,800
82	200,500	224,700	252,100	282,700	316,500	372,000	426,600
83	201,000	225,400	253,000	283,800	317,800	373,600	428,400
84	201,500	226,100	253,900	284,900	319,100	375,200	430,200
85	202,000	226,800	254,800	286,000	320,400	376,800	432,000
86	202,500	227,500	255,700	287,100	321,700	378,400	433,800
87	203,000	228,200	256,600	288,200	323,000	380,000	435,600
88	203,500	228,900	257,500	289,300	324,300	381,600	437,400
89	204,000	229,600	258,400	290,400	325,600	383,200	439,200
90	204,500	230,300	259,300	291,500	326,900	384,800	441,000
91	205,000	231,000	260,200	292,600	328,200	386,400	442,800
92	205,500	231,700	261,100	293,700	329,500	388,000	444,600
93	206,000	232,400	262,000	294,800	330,800	389,600	446,400
94	206,500	233,100	262,900	295,900	332,100	391,200	448,200
95	207,000	233,800	263,800	297,000	333,400	392,800	450,000
96	207,500	234,500	264,700	298,100	334,700	394,400	451,800
97	208,000	235,200	265,600	299,200	336,000	396,000	453,600
98	208,500	235,900	266,500	300,300	337,300	397,600	455,400
99	209,000	236,600	267,400	301,400	338,600	399,200	457,200
100	209,500	237,300	268,300	302,500	339,900	400,800	459,000

別表2 初任給基準表

学 歴	初任給
大学卒	1等級17号 (介護福祉士等所持2等級9号)
短大卒	1等級9号 (介護福祉士等所持2等級1号)
高校卒	1等級1号

別表3 経験年数換算表

前歴の種類	割 合
同種の職務に従事した期間	9割
類似の業務に従事した期間	8割
教育機関に従事した期間	8割
その他の職務に従事した期間	4割
その他の期間	2割

※前歴期間については少数点以下四捨五入とする。

別表4 職務の等級表 付表「キャリアパス基準」参照

給与規程 別表4 付表

社会福祉法人ゆめさき会 キャリアパス基準							
等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
等級要件	指導を受けながら担当業務を行う。	自立して担当業務ができる。	一つのチームでリーダーシップを発揮することができ、スーパーバイザーとしての能力がある。	すべてのチームをまとめることができ、スーパーバイザーとしての能力が高い。	サービス全般の管理ができ、運営に関しても施設長等をサポートできる。	運営全般について意見を持ち、施設長法人本部等を支えることができる。	施設長等として、法人全体のマネジメントに関わる。
職階イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新任職員 ・ 中途入職、非常勤からの移行(無資格) ・ 中途入職経験4年未満 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1等級からの昇格 ・ 大卒、専門卒の介護福祉士等 ・ 中途入職(経験4年以上、介護福祉士等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副主任クラス ・ 2等級からの昇格 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任クラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者クラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副施設長クラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設長
職種	生活支援員 看護師 管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 世話人 事務員	生活支援員 看護師 管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 世話人 事務員	生活支援副主任 看護師 管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 事務員	生活支援主任 看護師 管理栄養士 栄養士 調理師 事務員	サービス管理責任者 看護師 管理栄養士 栄養士 事務員	副施設長 管理者	施設長
資格要件	看護師・保健師	○	○	○	○	○	○
	社労士・司法書士	○	○	○	○	○	○
	社福・精保福祉士	○	○	○	○	○	○
	公認心理師	○	○	○	○	○	○
	管栄・准看	○	○	○	○	○	
	行政書士・簿記1級	○	○	○	○	○	
	介護福祉士	○	○	○	○		
	社会福祉主事 強行・行援	○	○				
※原則、等級毎に1つ以上を保有または、それに相当すると評価する他の資格、免許。							
号棒	初号棒 160,000 最高号棒 50号棒	168,000 50号棒	179,200 50号棒	193,600 50号棒	211,200 50号棒	242,400 50号棒	280,800 50号棒
昇給要件	人事評価昇給	S:80点以上 / A:65点~79点 / B50点~64点 / C35点~49点 / D34点以下					
	昇給幅(1号棒)	500円	700円	900円	1,100円	1,300円	1,600円
	標準昇給号棒	2号(1,000円)	2号(1,400円)	2号(1,800円)	2号(2,200円)	2号(2,600円)	2号(3,200円)
	1回の最高号棒数	4号(2,000円)	4号(2,800円)	4号(3,200円)	4号(4,400円)	4号(5,200円)	4号(6,400円)
	昇給上限	209,500	237,300	268,300	3,025,000	339,900	400,800
参考:標準滞留年数	4年	4年	4年	6年	6年	6年	
昇給号棒	評価S	4号	4号	4号	4号	4号	4号
	評価A	3号	3号	3号	3号	3号	3号
	評価B	2号	2号	2号	2号	2号	2号
	評価C	1号	1号	1号	1号	1号	1号
評価D	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし	昇給なし
昇等級要件	・規定の資格取得 ・同一等級に3年以上在籍 ・心身人格が次期等級職責にふさわしい ・直近2年間の人事考課がB以上であること。						